

関係要領

愛知県地域保健医療計画更新事務取扱要領（抜粋）

（目的）

第1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画及び愛知県医療圏保健医療計画の別表（以下「別表」という。）に記載されている医療機関名の更新に伴う手続きを、この要領において定める。

（基本方針）

第2 医療機関名の更新は少なくとも年1回は行うものとする。ただし、第5に定めるものは、随時更新するものとする。

（更新の手順）

第3 更新の手順は次のとおりとし、それぞれの期限は毎年定める実施マニュアルによる。

—————【省略】—————

（5）更新の公表

- ① 別表の更新については、基幹的保健所等が圏域会議の意見を聴き、その後、医療福祉計画課が愛知県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）の意見を聴く。なお、医療福祉計画課は、計画部会の意見を基幹的保健所等へ通知する。
- ② 医療福祉計画課は、①の手続きを経て更新した別表について、ホームページを修正するとともに縦覧を行っている機関（保健所及び県民生活プラザ）へ送付する。

（6）愛知県医療審議会への報告

—————【省略】—————

（適用除外）

第5 次に掲げる事項を確認した場合は、医療福祉計画課は第3の手順を経ることなく別表を修正することができる。ただし、修正した別表について、修正箇所を所管する基幹的保健所等は圏域会議へ報告し、医療福祉計画課は計画部会及び審議会へ報告する。

- ① 医療法の手続きを経て医療機関を廃止又は名称変更をしたとき。
- ② がん診療連携拠点病院、がん診療拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院及びへき地診療所を指定したとき又は指定を取り消したとき。
- ③ 休日夜間診療所、第2次救急医療体制の病院群輪番制参加病院、精神科救急医療体制の病院群輪番制当番病院、小児救急医療支援事業参加病院に変更があったとき。
- ④ 救急病院、救急診療所の認定及び申し出の撤回の告示があったとき。
- ⑤ 東海北陸厚生局に回復期リハビリテーション病床の設置及び廃止の届出をしたとき。
- ⑥ 計画部会において医療法施行規則第1条の14第7項に規定する医療機関として適当と認められたとき。

【以下省略】